

新型コロナウイルス感染症流行下における海外留学等渡航方針（2022年7月12日版）

以下の要件を全て満たす場合には、渡航を妨げません。

要件1：渡航先の国・地域及び大学等が以下の状況にあること

渡航先の国・地域が外務省の危険情報レベル1以下、及び感染症危険情報レベル3以下であり、査証が必要な場合は査証を取得できること。ただし、ワクチンを接種していない場合は、感染症危険情報レベル2以下とする。

要件2：学生及び保証人が、以下について全て承諾すること

- ①学生及び保証人が渡航先の国・地域における外務省の危険情報や感染症危険情報、及び感染症危険情報がレベル1以下でない場合のリスクを理解し、渡航によって生じるすべての責任を負うこと
- ②渡航後に帰国勧告が発出される場合などには渡航先の在外公館、大学等や本学からの指示に従うこと（緊急帰国等に伴う費用は本人負担）
- ③渡航先の国・地域において（再）流行した際に取りべき対応を事前にシミュレーションしていること
- ④「新型コロナウイルス感染症流行下における海外留学渡航についての誓約書」を渡航1ヵ月前までに学長宛に提出していること

要件3：学生が、以下について全て遵守すること、なお④、⑤はどちらかを遵守すること。

- ①渡航先及び日本が定める防疫措置に関する規則等に則った行動ができること
- ②渡航先の国・地域の最新の感染状況を常時把握するとともに、感染防止策、医療体制、大学等の感染予防体制、帰国ルートが十分に整っていること、また感染した場合の現地で取るべき行動、相談機関・医療機関等を確認していること
- ③渡航に関して保証人及び指導教員の下承を得ていること
- ④原則として、新型コロナウイルスのワクチン接種（受入先が指定する接種回数）を完了し、渡航まで2週間以上経過していること
- ⑤ワクチン接種をしない場合は個別に判断するので、渡航の2ヵ月前までに国際課に申し出ること
- ⑥新型コロナウイルス感染症にも対応する保険に加入していること
- ⑦本学や渡航先大学、奨学金支給機関等において、個別の要件、手続きや提出期限がある場合は、それを遵守していること
- ⑧渡航に際し、本学の「icoru（イコル）海外渡航安否確認システム」、外務省の海外渡航登録「たびレジ」、渡航先の在外公館の在留届（3ヵ月以上滞在の場合）に渡航情報を登録すること